

大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定について、「介護保険法施行規則」（平成11年省令第36号）、「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成18年3月31日厚生労働省告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 事業者は、福祉用具（「介護保険法」（平成19年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具をいう。）の選定の援助、機器の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成に努めるとともに、介護保険法施行令、介護保険法施行規則及び関係通知並びにこの要綱で定める基準等を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供することができる福祉用具専門相談員の養成に努め、人権に係る啓発について十分留意しなければならない。
- 3 事業者は、福祉用具専門相談員指定講習（以下「講習」という。）の実施に当たっては、受講者等の権利利益を侵害することがないように、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 事業者は、受講者及び講習に従事する者に対して、講習において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、常に講習の充実及び質の向上に努めなければならない。
- 6 事業者は、適正かつ円滑な講習の実施に努めなければならない。

(講習の内容及び課程等)

第3条 講習の内容は、介護保険法施行規則第22条の33第2号に定める厚生労働大臣が定める講習の内容に定める基準以上のものとし、事業者は、講習の課程を定めなければならない。

- 2 講習期間は、概ね3か月以内とすること。ただし、受講者の病気等のやむを得ない理由による場合は1年以内とすること。
- 3 講習は、講義及び演習により行うものとし、その実施にあたっては、講習において知識及び技術の修得がなされていることを確認するなど適切な方法により行うこと。
- 4 講習の修了評価については、講習修了者の質の担保を図る観点から、厳正に行われること。

第2章 事業者の指定等

(指定)

第4条 事業者の指定は、第5条に規定する要件をすべて満たす者で、その指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、行うものとする。

2 事業者の指定は、6年間の期間を定めて行うものとする。

ただし、最初の指定における指定満了日については、初回の講習を開始する日から5年を経過する日の属する年度の末日（3月31日）までとする。

なお、初回の講習を開始する日が4月1日の場合にあっては、6年を経過する日（3月31日）までとする。

3 事業者の指定に係る標準処理期間は60日以内とする。

4 知事は、申請書を審査の上、指定の決定をしたときは申請者に通知するものとし、指定をしない決定をしたときは理由を付してその旨を通知するものとする。

5 知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査や助言・指導を行うことができる。

(指定の要件等)

第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。

(1) 法人であること。ただし、次に掲げる条件のいずれも満たす任意の団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。

ア 代表者が定められていること。

イ 運営に関する規約等が定められていること。

ウ イに基づいた運営がなされているとともに、相当の活動実績を有していること。

エ 会計が適切に処理されていること。

(2) 講習の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。

(3) 事業の安定的運営に必要な財政基盤を有していること。

また、講習に係る経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等講習事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。

(4) 講習が大阪府内で実施されること。

なお、やむを得ず大阪府以外の都道府県においても講習を実施する場合には、当該講習実施場所を管轄する都道府県にも、別に定める書類を提出すること。

(5) 講習に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。

(6) 毎事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに1回以上講習が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。

(7) 直近1年間以上の法人等の活動実績を有すること。かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。

(8) 各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。

(9) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品等が確保されていること。

- (10) 講習に係る運営規程が定められていること。
 - (11) 修了評価、修了基準に達しない時の補習等及び修了認定を適正に実施できる体制が確保されており、修了評価の信頼性を確保するための措置が講じられていること。
 - (12) 前各号に定めるもののほか、別に定める基準を満たしていること。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。
- (1) 介護保険法又は介護保険法施行令第 35 条の 2 に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 第 16 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
 - (3) 他の都道府県知事により事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
 - (4) 大阪府知事、他の都道府県知事又は政令指定都市の市長により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
 - ア 介護保険法施行令第 3 条第 2 項に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者
 - イ 「難病特別対策推進事業について」(平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知) の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 8 の 4 の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者
 - ウ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「指定居宅介護等従業者基準」という。) 第 1 条第 2 号から第 5 号までに掲げる研修を実施する者として、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) に基づき指定を受けた居宅介護従業者養成研修等事業者
 - エ 指定居宅介護等従業者基準第 1 条第 16 号の規定により、この基準による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。) 第 3 号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第 4 号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第 5 号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者
 - (5) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
 - (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)又は改正前の障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

- (7) 第2号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過しない者
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、福祉用具専門相談員指定講習、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者
- (9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 第1号に該当する者
 - ウ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - エ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者
- (10) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」
 - イ 法第2条第6号に規定する「暴力団員」
 - ウ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」

（指定申請の手続き）

第6条 申請者は、介護保険法施行規則第22条の34の規定により準用する同規則第22条の26の規定により、次に掲げる事項を記載した書類を当該講習事業における講習を開始する日の90日前までに、知事に提出しなければならない。

なお、現に指定を受けている事業者が、指定期間終了後に引き続き指定を受けようとする場合は、指定期間の終了日の60日前までに提出することとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 講習の名称
- (3) 講習を実施する府内の事業所の所在地
- (4) 講習開始予定年月日

2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。

なお、現に指定を受けている事業者が、指定期間終了後に引き続き指定を受けようとする場合は、次の(1)から(3)までの書類の提出は要しないこととする。

- (1) 資産の状況を示す書類

ア 決算報告書（直近 1 会計年度のもの）

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・個別注記表

イ 事業報告書

ウ 会社（団体）案内冊子

エ 組織図

- (2) 定款、寄附行為その他の基本約款（任意団体の場合は団体規約等）
- (3) 履歴事項全部証明書の原本（法人の場合）
- (4) 第 5 条第 2 項各号に該当しない旨の誓約書及び暴力団等に関する要件確認申立書
- (5) 講習の収支予算書及び今後 2 年間の収支計画書
- (6) 講習課程
- (7) 運営規程
- (8) 講師一覧表
- (9) 講師履歴書及び資格証明書等
- (10) 講習の実施場所（講義・演習）
- (11) 講義・演習室使用承諾書等、平面図及び講義室・演習室の図面（自己所有の場合は図面のみ）
- (12) 演習内容届
- (13) 修了評価の実施方法
- (14) 修了評価の課題及びその模範解答
- (15) 修了証明書の様式

3 申請者は、第 1 項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて提出しなければならない。

- (1) 指定を受けたのち、初めに実施する講習の開講日が属する年度の年間事業計画書
- (2) 指定を受けたのち、初めに実施する講習の時間割表（コースごと）
- (3) 講師承諾書
- (4) 募集案内（受講希望者に提示するもの）

4 知事は、申請の内容が本条に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、申請を却下することができる。

5 受講者の募集は公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集を行ってはならない。

ただし、知事が特に認める場合はこの限りではない。

6 事業者は指定日より前に、講習に係る広報及び受講者の募集を行ってはならない。

（変更届）

第 7 条 事業者は、指定後に前条第 1 項及び第 2 項の申請内容に変更が生じる場合には、変更届を原則としてその変更事項が生じる日の 10 日前までに、知事に提出しなければならない。

第3章 講習事業の開始

(年間事業計画の届出等)

第8条 事業者は、毎事業年度ごとに講習に係る年間事業計画を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度開始前の3月31日
- (2) 当該事業年度の講習に関して最初に開講する日の30日前

2 前項の届出の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 時間割表(コースごと)
- (3) 講師一覧表
- (4) 講師承諾書(講師全員分)
- (5) 講義・演習室使用承諾書等(貸会議室等を利用する場合、年度ごと又は実施時期ごとに使用承認が必要な場合のみ。)
- (6) 募集案内(受講希望者に提示する書類)

3 事業者は、年間事業計画に基づき講習を実施しなければならない。

4 事業者は、第1項又は第6条第3項の規定により届出た年間事業計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。

(休止及び再開届)

第9条 事業者は、第8条第1項の年間事業計画を届出る時点において、講習を実施する予定がない場合は、当該事業年度開始前の3月31日までに休止届を知事に提出しなければならない。

また、年間事業計画を届出た後に、当該年度のすべての講習を実施しないことが明らかになった場合は、速やかに休止届を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、休止した講習事業を再開する場合には、再開届及び第8条第1項による年間事業計画を提出しなければならない。

(修了の認定及び修了証明書の交付)

第10条 事業者は、受講者のうち講習の全課程を良好に履修した者に対し、修了評価を実施し、各受講者の知識・技術等の修得度を評価する。

2 事業者は、前項の修了評価の結果が所定の水準に達するものと認定した者に、介護保険法施行規則第22条の32で定める修了証明書を遅滞なく交付するものとする。

ただし、別に定める基準により、公的書類による本人確認を終えていない場合にあつては、修了証明書を交付してはならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、各講習(コース)終了後60日以内に、当該講習に係る実績を知事に報告しなければならない。

ただし、各事業年度終了後2か月以内に当該年度におけるすべての講習(コース)にかかる報告を終えなければならない。

(助言・指導)

第12条 知事は、講習が健全かつ円滑に実施されるように、事業者に対して必要な助言及び指導を行うことができる。

第4章 講習事業の廃止

(廃止届)

第13条 事業者は、連続する2事業年度にわたり講習を開講しないことが明らかになった場合は速やかに、又、講習を廃止しようとする場合には廃止する日の10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。なお、廃止届の提出にあたっては、それまでに行った講習の実績についての報告を終えていなければならない。

- 2 知事は、事業者から廃止届の提出を受けた場合には、当該事業者が行った講習事業の実績報告書の確認を行った上で、これを受領する。
- 3 事業者は、事業を廃止した場合においても、修了者からの問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

第5章 調査及び実地検査

(実地検査等)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、講習に係る報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、事業者又は事業者の関係者に対し出頭を求め、説明を聴取するなど、所要の調査を行うことができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者の事業所等に立ち入り、関係者に対し質問等を行うとともに、講習全般に関する書類や設備・教材等について実地検査することができる。
- 3 事業者は、前2項に定める知事の求めに対し、誠実かつ誠意をもって対応しなければならない。
- 4 知事は、第2項による実地検査の結果、改善を要する事項が見受けられる場合は、事業者に対し改善指導を行うものとし、事業者は、指導を受けた事項について速やかに改善を行うとともに、改善の結果を報告するものとする。
- 5 第1項、第2項及び第4項に定めるもののほか、実地検査における細則は別に定めるものとする。

(勧告、命令等)

第15条 知事は、事業者が前条第4項の改善指導に従わなかったとき、又は第5条第1項の要件を満たしていないと認めるときは、期限を定めて、当該事業者に対し基準を遵守すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、当該事業者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第16条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 第2条に規定する基本方針に違反すると認められるとき。
- (2) 第5条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (4) 第7条から第9条まで若しくは第13条に規定する届出、又は第11条に規定する報告について虚偽があったとき。
- (5) 虚偽又は偽造した修了証明書を受講者等に交付したとき。
- (6) 第14条第1項の規程により、出頭を求められてもこれに応ぜず、報告又は書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の説明を行ったとき。
- (7) 第14条第2項の規定により、事業者への立ち入り又は実地検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (8) 前条第2項の規定における命令に、正当な理由がなく、定める期間内に従わなかったとき。
- (9) 第5条第2項第10号の要件に該当したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、講習に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(聴聞の機会)

第17条 知事は、前条に定める指定の取消し又は指定の効力の停止を行う場合においては、事業者に対して聴聞を行うものとする。

第6章 その他

(指定等の公表)

第18条 知事は、第5条に定める指定又は第16条に定める指定の取消し等を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(書類の保存)

第19条 事業者は、講習に関する書類について、1事業年度における最後の講習会が修了した日を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 修了者台帳 永年
(修了証番号、氏名、ふりがな、生年月日、修了年月日)
- (2) 受講者の講習への出席状況、修了者に関する書類 5年
- (3) 受講者への修了評価に関する書類 5年
- (4) 講師に係る書類（実務経験証明書を含む） 退任後 5年
- (5) その他講習に関する書類 3年

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年4月1日以降、同年11月30日までの間に、改正前の要綱第5別紙3により交付されている証明書については、改正後の要綱第5別紙3による証明書とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年3月14日から施行する。

ただし、第10条ただし書き及び第11条の規定については、平成25年4月1日以降に開講する講習から適用することとする。

(経過措置)

2 施行日において改正前の要綱により指定を受けている事業者（平成25年3月31日に指定期間が満了し、満了後に引き続き指定を受ける事業者を含む。）は、第7条、第8条及び第9条第1項の規定については、平成25年6月30日までの間、改正前の要綱を適用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年12月10日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに開講する講習については、改正前の要綱を適用する。

(指定申請手続きの特例)

2 改正前の要綱により指定を受けている事業者（平成27年3月31日に指定期間が満了する事業者を除く。）が、平成27年度以降、改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合にあっては、再度指定の申請を行うものとする。

なお、この場合にあって平成27年度中に改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合は、初回の講習開始日の60日前までに、第6条に規定する書類を提出するものとし、第6条第2項（1）から（3）に規定する書類の提出は要しないこととする。

(再指定の指定日)

- 3** 知事は、附則第2項により申請を行った事業者に対し、第5条の規定に基づき指定を行うときは、指定日を平成27年4月1日以降とする。

附 則

(施行期日)

- 1** この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1** この要綱は令和5年6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1** この要綱は令和7年6月1日から施行する。